

高松市監査委員告示第 3 7 号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

監査結果に基づく措置通知
(包括外部監査)



令和6年11月29日

高松市監査委員

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成24年度

監査テーマ1 高松市の安全な街づくり

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	意見	高松市交通安全計画の目標設定と実現のプロセスについて	P15	市民局	くらし安全安心課	R6.11.6

監査テーマ2 高松市の関連諸団体

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
2	意見	団体から補助を行う合理的な理由を検討するとともに、補助要綱を定めて運用することについて（高松市交通安全母の会連絡協議会）	P143、157	市民局	くらし安全安心課	R6.11.6
3	意見	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松市交通安全都市推進協議会）	P147、155			

監査実施年度 平成27年度

監査テーマ 情報システムに関する事務の執行について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
4	指摘	高松市情報セキュリティ対策基準及び高松市情報セキュリティ対策基準事務処理要領の重要性分類Ⅰに該当する情報資産と考えられるが、暗号化等を施して管理が行われていないことについて（生活保護システム）	P128	健康福祉局	生活福祉課	R6.11.8
5	指摘	バックアップメディアも含めて、情報資産外部持出管理簿（様式第2-2号）が作成されておらず、代替できる記録等もされていないことについて（生活保護システム）	P129			
6	指摘	情報セキュリティ管理者は外部持出状況を毎年度1回以上、定期的に検査することになっているが、定期的に検査がなされていないことについて（生活保護システム）	P129			
7	指摘	外部委託事業者から情報セキュリティ方針等の遵守状況の報告を受けていないことについて（生活保護システム）	P130			
8	指摘	外部委託事業者による情報資産の持出、返還を記録する管理簿が作成されていないことについて（生活保護システム）	P131			
9	指摘	情報セキュリティ管理者が、すべての職員に対して継続的に教育を行っていないことについて（生活保護システム）	P131			
10	指摘	情報セキュリティ管理者が、セキュリティ教育を実施した際に、情報セキュリティ報告書（様式第3-1）を統括情報システム管理者に提出していないことについて（生活保護システム）	P131			
11	指摘	パスワードの定期的な変更がなされていないことについて（生活保護システム）	P132			
12	指摘	パスワード管理システムは、単純なパスワードの使用を許可しない仕様とはなっていないことについて（生活保護システム）	P132			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
13	指摘	各種操作・接続記録等に対する定期的な分析が行われていないことについて（生活保護システム）	P133	健康福祉局	生活福祉課	R6.11.8
14	指摘	職員等から報告があった情報システムの障害及び対応等について障害記録として体系的に記録・保存されていないことについて（生活保護システム）	P134			

監査実施年度 令和5年度

監査テーマ 病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
15	指摘	重要契約の要旨の記載誤りについて	P60	病院局	みんなの病院事務局 総務課、経営企画課	R6.10.31
16	指摘	債務負担行為の予算及び債務負担行為に関する調書の記載について	P61			
17	指摘	貸倒引当金の計算方法について	P80		みんなの病院事務局 経営企画課、医事課	
18	指摘	貸倒引当金の過少計上について	P81			
19	指摘	有形固定資産の主な耐用年数に係る注記の見直しについて	P136		みんなの病院事務局 総務課、経営企画課	
20	指摘	退職給付引当金の計上方法に関する規定の見直しについて	P137		みんなの病院事務局 経営企画課、医事課	
21	指摘	長期前払消費税に関する会計処理の記載について	P137			
22	指摘	重要な後発事象に関する注記の記載誤りについて	P138		塩江分院	
23	指摘	剰余金計算書と記載することについて	P140		みんなの病院事務局 経営企画課	

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の安全な街づくり	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	高松市交通安全計画の目標設定と実現のプロセスについて	
意 見 の 内 容	高松市交通安全計画を策定するにあたっては、実施に適した目標を設定することが望まれる。 また、その目標の実現に向け、市の役割を明確にし、他主体の施策とどのように協力して実現してゆくのか、というプロセスを明確にする必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P15	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月6日
所 管 課 等	市民局 くらし安全安心課
措 置 結 果	本件意見については、県の目標削減率や過去5年間の実数を参考に、第10次高松市交通安全計画（平成28年度～令和2年度）において、交通事故死者数及び交通事故による重傷者数を具体的数値目標に設定しており、令和3年度に策定した第11次計画（令和3年度～7年度）においても、同様に県の目標削減率などを参考に、計画の実施に適した目標を設定している。 また、年度ごとに策定している高松市交通安全実施計画や高松市交通安全都市推進協議会の事業計画において、本市を含む関係機関の役割や目標実現に向けたプロセスを明確にしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	団体から補助を行う合理的な理由を検討するとともに、補助要綱を定めて運用することについて（高松市交通安全母の会連絡協議会）	
意 見 の 内 容	（略） 団体から補助を行う際にも、補助対象の選定と補助内容が団体の目的及び市補助の目的に沿い、実施結果の検査も含めて適正に行われるよう、簡単なものでも補助要綱を定めて運用することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P143、157	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月6日
所 管 課 等	市民局 くらし安全安心課
措 置 結 果	本件意見について、当協議会からは、負担金（関連団体への年会費）のみの支出であるため、補助要綱は定めず、現状どおり運用することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松市交通安全都市推進協議会）	
意 見 の 内 容	市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするためにも、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けることを原則とするべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P147、155	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月6日
所 管 課 等	市民局 くらし安全安心課
措 置 結 果	本件意見については、令和5年4月に、高松市交通安全都市推進協議会処務規程を制定し、会議録（議事録）の作成と署名を規定しているが、現在、総会や役員会は書面により開催していることから、議事録は作成していない。 なお、今後、対面で総会や役員会を開催する場合には、同規程に基づき、議事録を作成し、署名を受けることとしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	高松市情報セキュリティ対策基準及び高松市情報セキュリティ対策基準事務処理要領の重要性分類Ⅰに該当する情報資産と考えられるが、暗号化等を施して管理が行われていないことについて（生活保護システム）	
指 摘 の 内 容	重要性分類Ⅰに該当する情報資産と考えられるが、暗号化等を施して管理が行われていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P128	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月8日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和5年4月から情報資産台帳を作成するとともに、情報セキュリティポリシー改正に伴いサーバの暗号化が必須ではなくなったが、情報資産の送信、運搬、提供時における暗号化やパスワードの設定は継続して実施している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	バックアップメディアも含めて、情報資産外部持出管理簿（様式第2－2号）が作成されておらず、代替できる記録等もされていないことについて（生活保護システム）	
指 摘 の 内 容	バックアップメディアも含めて、情報資産外部持出管理簿（様式第2－2号）は作成されていない。また、代替できる記録等もされていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P129	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月8日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成29年6月の高松市情報セキュリティ対策基準の改正により、情報資産外部持出管理簿（様式第2－2号）を作成する必要がなくなった。 なお、令和4年度から、情報資産の外部持ち出しについて、現行の情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ管理者に許可を得ることとしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報セキュリティ管理者は外部持出状況を毎年度1回以上、定期的に検査することになっているが、定期的に検査がなされていないことについて（生活保護システム）	
指 摘 の 内 容	情報セキュリティ管理者は外部持出状況を毎年度1回以上、定期的に検査することになっているが、定期的に検査がなされていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P129	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月8日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成29年6月の高松市情報セキュリティ対策基準の改正により、情報資産外部持出管理簿（様式第2-2号）を作成する必要がなくなったため、年1回の定期検査は不要となっているが、情報資産の外部持ち出しがある場合は、現行の情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ管理者に許可を得ることとしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	外部委託事業者から情報セキュリティ方針等の遵守状況の報告を受けていないことについて（生活保護システム）	
指 摘 の 内 容	外部委託事業者から情報セキュリティ方針等の遵守状況の報告を受けていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 130	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月8日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和4年10月の高松市情報セキュリティ基本方針の改正により、6年4月1日に締結したシステム保守業務委託契約において、情報セキュリティポリシーの遵守状況を明記した完了届の提出を求めることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	外部委託事業者による情報資産の持出、返還を記録する管理簿が作成されていないことについて（生活保護システム）	
指 摘 の 内 容	外部委託事業者による情報資産の持出、返還を記録する管理簿が作成されていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P131	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月8日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成29年6月の高松市情報セキュリティ対策基準の改正により、情報資産外部持出管理簿（様式第2-2号）を作成する必要がなくなった。 なお、令和4年度から、情報資産の外部持ち出しについて、現行の情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ管理者に許可を得ることとしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報セキュリティ管理者が、すべての職員に対して継続的に教育を行っていないことについて（生活保護システム）	
指 摘 の 内 容	情報セキュリティ管理者は、すべての職員に対して継続的に教育を行っていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P131	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月8日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和5年度から、情報セキュリティ管理者研修を受講した情報セキュリティ管理者による、全ての職員を対象とした情報セキュリティ教育を実施することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報セキュリティ管理者が、セキュリティ教育を実施した際に、情報セキュリティ報告書（様式第3－1）を統括情報システム管理者に提出していないことについて（生活保護システム）	
指 摘 の 内 容	情報セキュリティ管理者は、セキュリティ教育を実施した際に、情報セキュリティ報告書（様式第3－1）を統括情報システム管理者に提出していない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P131	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月8日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成29年6月の高松市情報セキュリティ対策基準の改正により、情報セキュリティ報告書（様式第3－1）を提出する必要がなくなった。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	パスワードの定期的な変更がなされていないことについて（生活保護システム）	
指 摘 の 内 容	パスワードの定期的な変更がなされていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P132	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月8日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和5年度から、生活保護システムのID・パスワードに有効期限を定め、定期的に変更することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	パスワード管理システムは、単純なパスワードの使用を許可しない仕様とはなっていないことについて（生活保護システム）	
指 摘 の 内 容	パスワード管理システムは、単純なパスワードの使用を許可しない仕様とはなっていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P132	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月8日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和5年度から、パスワードの設定に関して、パスワード桁数の下限値、英数混合、有効期限等の設定を可能とし、半期毎に使用ログのチェックをシステム担当者が確認することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	各種操作・接続記録等に対する定期的な分析が行われていないことについて（生活保護システム）	
指 摘 の 内 容	各種操作・接続記録等に対する定期的な分析が行われていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 133	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月8日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和6年度から、生活保護システムにおいて取得している各種操作（システムログ）・接続記録（ログイン状況）を抽出し、異常値の有無等についての状況分析を年1回行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	職員等から報告があった情報システムの障害及び対応等について障害記録として体系的に記録・保存されていないことについて（生活保護システム）	
指 摘 の 内 容	職員等から報告があった情報システムの障害及び対応等について障害記録として体系的に記録・保存されていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P134	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年11月8日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和5年度から、情報システム障害及び対応等について、記録・保存することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	重要契約の要旨の記載誤りについて	
指 摘 の 内 容	決算においては、金額部分等、根拠資料と記載内容の整合性について、作成者以外が総括的に確認する体制を強化すべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P60	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年10月31日
所 管 課 等	病院局 みんなの病院事務局 総務課、経営企画課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和5年12月4日に、令和4年度高松市病院事業会計決算の認定を受けていたため、6年2月5日に正誤表により、決算書の一部を訂正した。 また、6年度から、経営企画課で作成及び確認した決算書について、各課でも内容を確認することとし、決算書の確認体制を強化した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.16

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	債務負担行為の予算及び債務負担行為に関する調書の記載について	
指 摘 の 内 容	予算審議のための情報として、内容が分かる単位でより詳細に記載すべきである。また、財源内訳についても、自己財源のみならず、企業債や他会計負担金等の記載枠を設定することが望ましい。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P61	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年10月31日
所 管 課 等	病院局 みんなの病院事務局 総務課、経営企画課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和6年度当初予算から、業務ごとに限度額を定めることとした。 また、財源については、必要に応じて項目を追加し、その内訳を記載することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.17

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	貸倒引当金の計算方法について	
指 摘 の 内 容	貸倒実績率法による計算方法で用いる実績率の算定を年度によって変更することは正確な債権管理を行っているとは言えない。前年度において債権放棄等で貸倒処理を行った債権額が多額であったとしても、それが実績であることから過年度と同様に継続して同じ方法により計算すべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P80	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年10月31日
所 管 課 等	病院局 みんなの病院事務局 経営企画課、医事課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和6年度当初予算及び5年度決算以降、算定時点で貸倒実績率が確定している直近の年度を含めた過去3か年の平均値を採用し、貸倒引当金を算出することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.18

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	貸倒引当金の過少計上について	
指 摘 の 内 容	時効が経過している債権については、債務者より時効の援用が行われた場合には消滅するものである。この状況において、他の時効が経過していない債権と同様の貸倒引当金しか設定しないことは、債権管理として不適當である。 したがって、既に時効を迎えている平成29年度以前の債権については、その全額を貸倒引当金として計上することが望ましい。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P81	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年10月31日
所 管 課 等	病院局 みんなの病院事務局 経営企画課、医事課
措 置 結 果	本件指摘事項については、これまで引き当てていなかった既に時効を迎えている債権についても、令和6年度予算に貸倒引当金繰入額を計上し、引き当てることとした。 なお、当該貸倒引当金の対象となるものの積算方法については、未収金のうち時効を迎えた額としている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.19

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	有形固定資産の主な耐用年数に係る注記の見直しについて	
指 摘 の 内 容	固定資産台帳と注記で齟齬が生じた原因については、過去の決算書から引き継いだまま注記されたためであり、見直しが行われなかったためとのことであった。当該箇所以外も含めて注記内容については、決算書作成時に每期見直しを行い、適宜修正すること。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 136	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年10月31日
所 管 課 等	病院局 みんなの病院事務局 総務課、経営企画課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和6年度当初予算及び5年度決算から、注記に記載している耐用年数を修正した。 今後も、注記を記載する際には、固定資産台帳を確認するほか、制度の改正などがあった場合には見直しを行うこととしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.20

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	退職給付引当金の計上方法に関する規定の見直しについて	
指 摘 の 内 容	現在、決算書において計上されている退職給付引当金と注記で記載されている内容については一致しているが、高松市病院事業会計規程における退職給付引当金の計上方法と異なるため、実態に応じて会計規程を変更する必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P137	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年10月31日
所 管 課 等	病院局 みんなの病院事務局 経営企画課、医事課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和6年3月に高松市病院事業会計規程を改正し、実態に即して、退職給付引当金の計上の対象とする企業職員から、一般会計において退職手当の額を負担する職員を除くことを明記した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.21

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	長期前払消費税に関する会計処理の記載について	
指 摘 の 内 容	会計処理の事実を説明するため、注記事項として、長期前払消費税に関する会計処理を記載すべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P137	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年10月31日
所 管 課 等	病院局 みんなの病院事務局 経営企画課、医事課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和6年度当初予算及び5年度決算から、注記事項である重要な会計方針に記載している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.22

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	重要な後発事象に関する注記の記載誤りについて	
指 摘 の 内 容	重要な後発事象とは、「当該事業年度の末日の翌日以後において、翌事業年度以降の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象に関する事項」であり、「当該事業年度の末日の翌日以後」に発生した事象でないことから重要な後発事象には該当せず、記載するのであれば、「その他の注記」として記載すべきであった。 また、附属医療施設整備事業に係る注記を行う必要があるとの判断であれば、旧市民病院や旧香川診療所の解体撤去に係る事象についても病院会計上は重要な事象であることから、あわせて「その他の注記」として記載することを検討すべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 138	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年10月31日
所 管 課 等	病院局 塩江分院
措 置 結 果	本件指摘事項に係る附属医療施設整備事業に関する事項については、重要な後発事象には該当しないと判断し、令和5年度決算からは、注記に記載しないこととした。 また、その他の注記については、事業費として予算計上するため、記載しないこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.23

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	剰余金計算書と記載することについて	
指 摘 の 内 容	資本剰余金残高があるため、欠損金計算書ではなく剰余金計算書と記載すべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 140	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年10月31日
所 管 課 等	病院局 みんなの病院事務局経営企画課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和4年度の決算書において欠損金計算書としていた計算書を、5年度の決算書から、剰余金計算書に改称し、作成することとした。